

第2期上天草市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない「支え合う上天草市」の実現を目指して～



令和6年3月



目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1

第2章 上天草市における自殺の現状

1	はじめに	2
2	自殺者数の推移	3
3	自殺死亡率の推移	3
4	性別・年代別の状況	3
5	同居人、有職・無職の状況	4
6	職業別の状況	5
7	原因・動機別の状況	6
8	未遂歴の状況	6
9	上天草市の自殺の現状及び課題	8

第3章 自殺対策における取組み

1	基本理念	9
2	基本方針	9
3	計画の数値目標	11
4	施策の体系	11
5	基本施策	13
6	重点施策	19

第4章 推進体制

1	推進体制	23
2	計画の進行管理	23

資料

・自殺対策基本法	24
・上天草市自殺対策庁内連絡会設置要綱	26

生きる支援の関連施策一覧	28
--------------	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成31年3月に「上天草市自殺対策計画」（以下「前計画」という。）を策定し、令和5年度までを計画期間として様々な自殺対策の取組みを進めてきました。

しかしながら、平成30年以降自殺者数は年々増加している状況が続いています。

このような中、令和4年10月に国の自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が5年ぶりに見直され、県でも令和5年3月に「第3期熊本県自殺対策推進計画」（以下「県計画」という。）が策定されるなど、自殺対策に引き続き取り組んでいくことが求められています。

そのため、本市では、前計画に引き続き、保健・福祉・介護・教育・労働等の関係分野と自殺の実態及び情報の共有化を図るとともに、更に本市の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、「第2期上天草市自殺対策計画」（以下「本計画」という）を策定することとしました。

2 計画の性格

本計画は、自殺対策基本法、大綱及び県計画を踏まえ、市民が健康で生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、計画的かつ効果的に自殺対策を推進していくための総合的な計画であり、同時に、市の最上位計画である「上天草市第3次総合計画」及び自殺対策に関連するその他の各種計画と整合性を図りながら推進するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されること、県計画の期間が令和9年度までとなっていること、また、自殺の実態、社会状況の変化等を考慮した上で、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第2章 上天草市における自殺の現状

1 はじめに

本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(※1)、自殺総合対策推進センター(※2)が「人口動態統計」や警察庁「自殺統計」(※3)などの各種統計に基づき自治体ごとに作成した「地域自殺実態プロファイル(2022)」を参照しました。「地域における自殺の基礎資料」と「地域自殺実態プロファイル(2022)」は、平成29年～令和3年の5年の集計になります。

※1「地域における自殺の基礎資料」とは…地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて、全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計したもの。

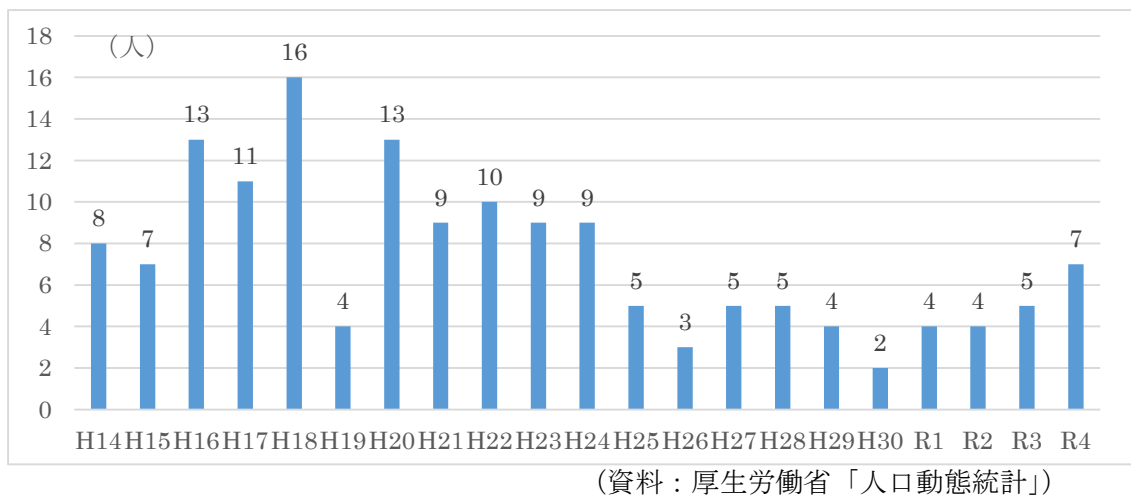
※2自殺総合対策推進センターとは…自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクル(P l a n (計画)→D o (実行)→C h e c k (評価)→A c t (改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法)に取り組むための様々な情報の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織。

※3厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

- 1 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口(日本における外国人も含む)を対象としている。
- 2 調査時点の差異：厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上している。
- 3 事務手続き上(訂正報告)の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

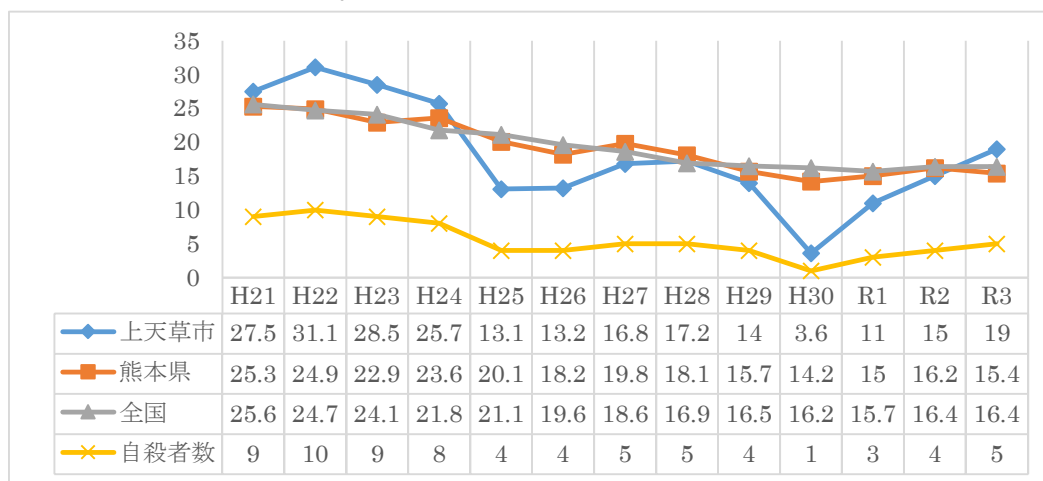
2 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、人口動態統計によると、平成18年をピークに減少傾向にありましたが、平成30年以降は増加しています。



3 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は平成30年をさかいに、令和元年から増加し、令和3年に全国の死亡率より高くなりました。



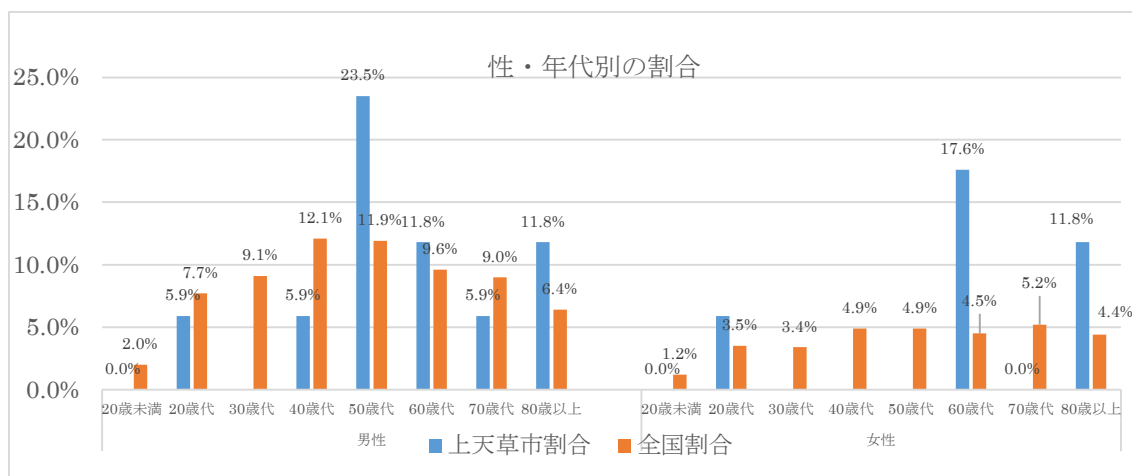
(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018、2022)」)

※自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数を示す。(自殺者数÷人口×100,000人)

4 性別・年代別の状況

過去5年間(平成29年～令和3年)の本市の自殺者数を男女別にみると、男

女比は概ね6対4で構成されており、特に男性の50歳代の自殺者数が最も多く、男性の40歳代から60歳代の自殺者数が全体の約4割を占めています。

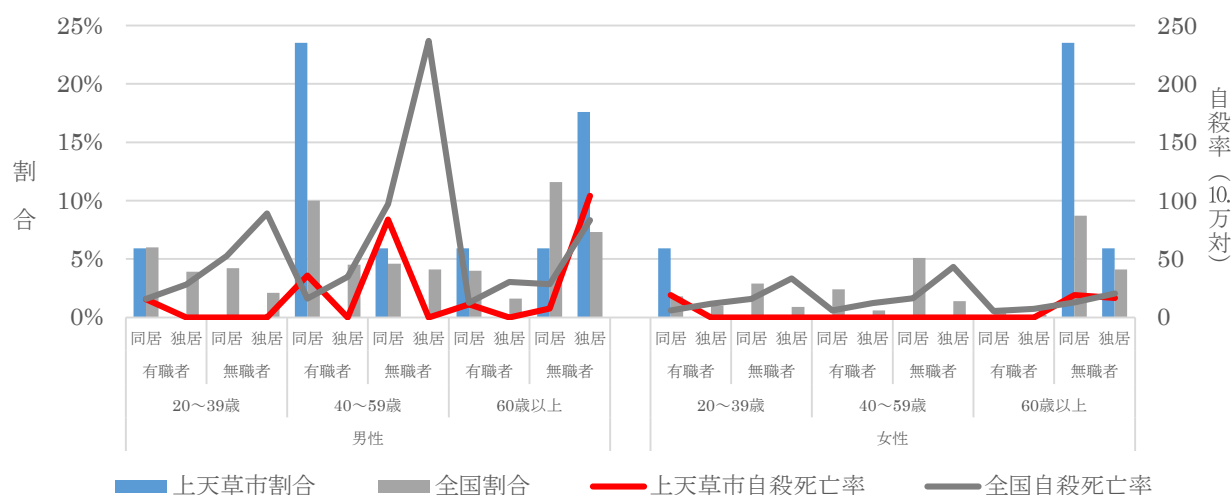


*全自殺者に占める割合を示す。

(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」)

5 同居人、有職・無職の状況

過去5年間(平成29年～令和3年)の本市の同居人及び就業の有無による自殺者の割合をみると、男性で40歳から59歳の有職者で同居人がいる人の割合が高く、女性で60歳以上の無職者で同居人がいる人の割合が高くなっています。また、年代に関係なく、同居人がいる人の割合が高く、有職者より無職者の割合が高くなっています。

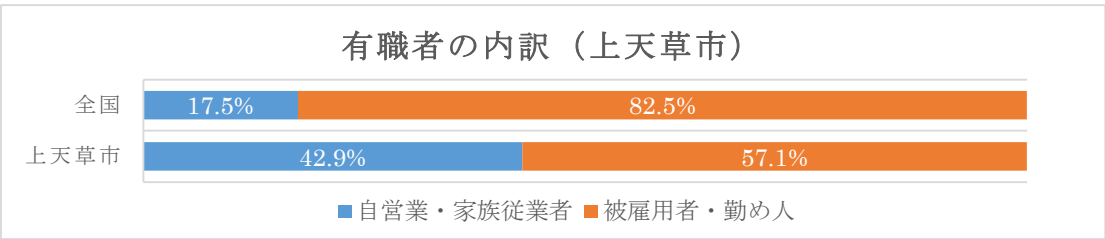


(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」)

*各区分の自殺率の母数とした推定人口については、令和2年国勢調査就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分した。

6 職業別の状況

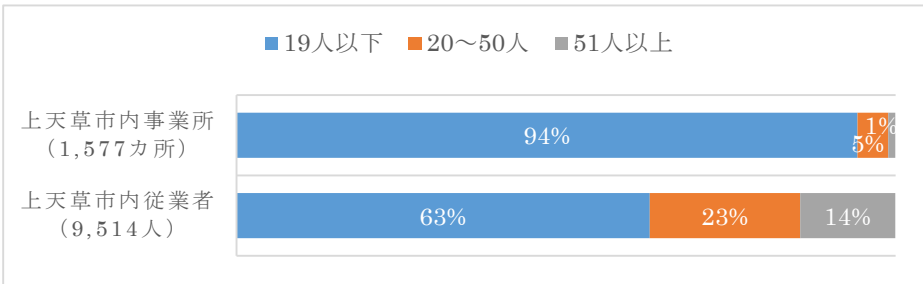
過去5年間（平成29年～令和3年）の本市の有職者の内訳による自殺者の割合をみると、「自営業・家族従業者」の割合が全国の割合よりも高くなっています。



職業	自殺者数	上天草市	全国割合
自営業・家族従業者	3	42.9%	17.5%
被雇用者・勤め人	4	57.1%	82.5%
合計	7	100.0%	100.0%

（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」）

地域の事業所規模別事業所／従業者割合（H28 経済センサス-基礎調査）



	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣 従業者のみ
事業所数	1,577	1,027	316	139	42	31	14	3	5
従業者数	9,514	2,043	2,098	1,827	970	1,200	949	427	0

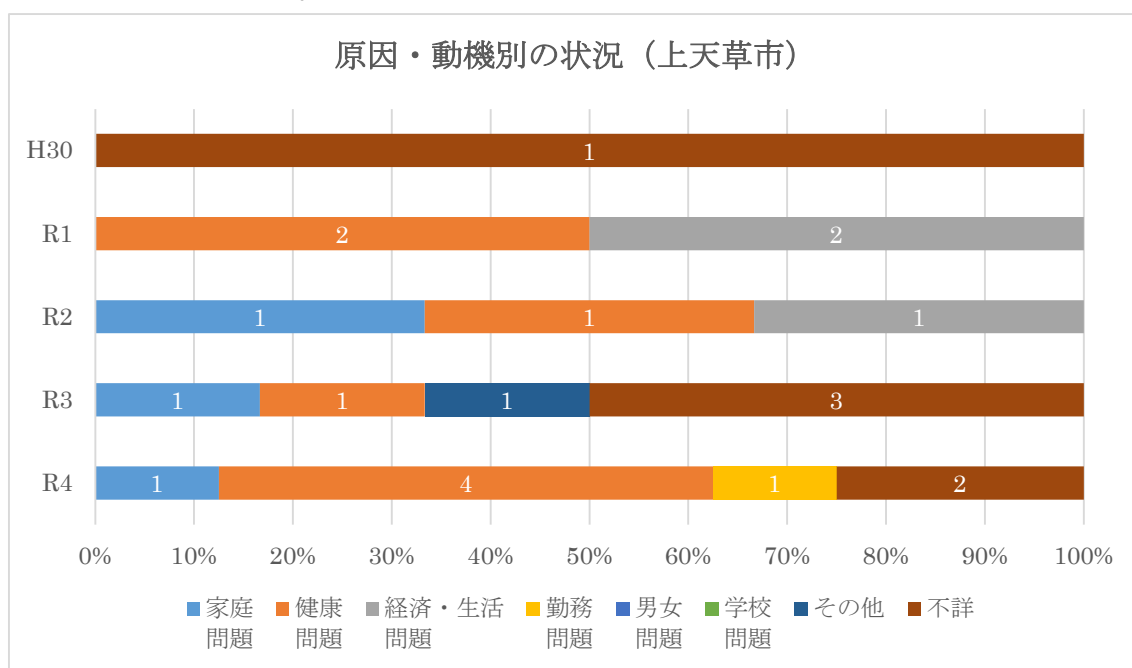
（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」）

労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。

自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれます。

7 原因・動機別の状況

過去5年間（平成30年～令和4年）における本市の自殺者の原因・動機別の状況は、健康問題が多く、ついで経済・家庭問題が多くなっていますが、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

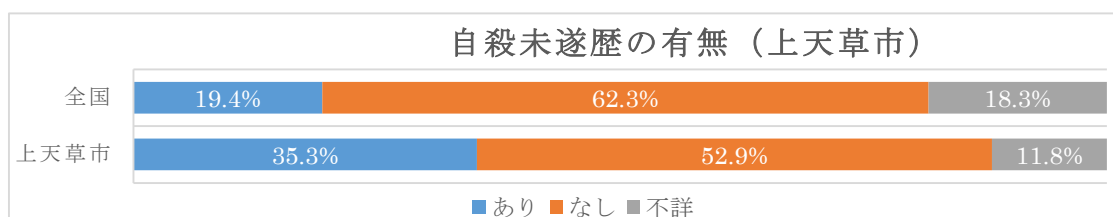


（資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」）

※自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としているため、その年の自殺死亡者数と一致しない。

8 未遂歴の状況

過去5年間（平成29年～令和3年）における自殺未遂歴ありの自殺者の割合は、35.3%で、全国平均より15.9%高くなっています。



（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」）

■高齢者関連資料

60歳以上の自殺の内訳

60歳以上の性・年代別の同居者の有無を示したものです。

性別	年齢階級	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	1	10.0%	10.0%	14.0%	10.4%
	70歳代	1	0	10.0%	0.0%	15.0%	8.0%
	80歳以上	0	2	0.0%	20.0%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	3	0	30.0%	0.0%	8.7%	2.8%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	1	1	10.0%	10.0%	6.9%	4.3%
合計		10		100%		100%	

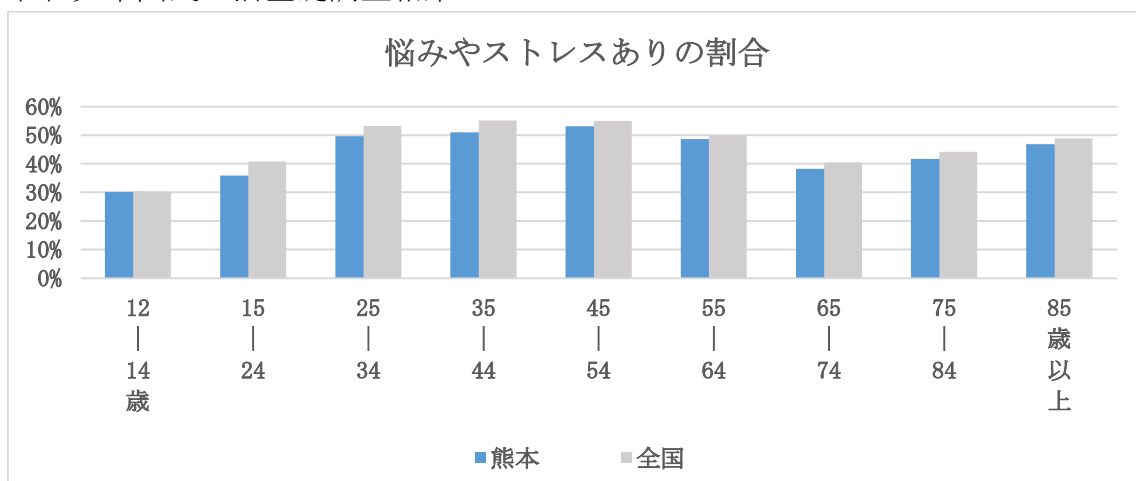
（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」）

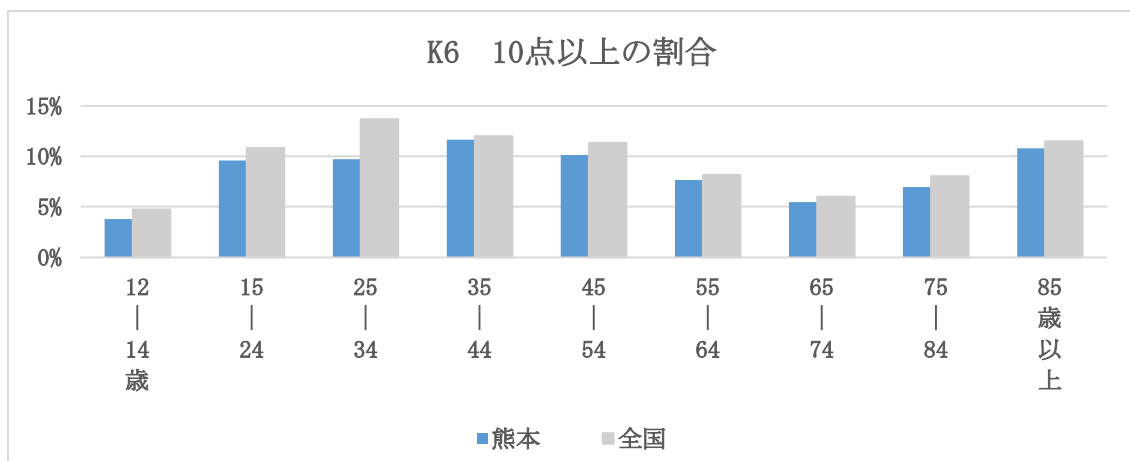
■住民の悩みやストレス、こころの状態の状況（国民生活基礎調査）

本項目については市町村別の全国的な調査は行われていないため、参考として都道府県－21大都市別及び全国の年齢（10歳階級）別の結果を掲載しました。

こころの状態の評価には、K6という尺度を用いています。K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされています（点数の範囲は0～24点）。

令和元年国民生活基礎調査結果





9 上天草市の自殺の現状及び課題

- (1) 平成25年から令和3年度まで自殺者数は5人以下でしたが、令和4年は7人に増加しています。また、平成30年以降は年々増加しています。
- (2) 自殺死亡率は平成30年をさかいに、令和元年度から増加し、令和3年は国、県を上回っています。
- (3) 性別・年代別では、女性より男性の割合が多く、年代は50歳代以降が多くなっています。男性及び高齢層の自殺のリスクに対し、様々な分野からの支援が必要です。
- (4) 50歳代の男性の割合が23.5%と一番多く、次に60歳代女性の割合が多くなっています。また、40歳代から60歳代の男性の自殺者が全体の4割を占めており、男性及び高齢層への対策が必要です。
- (5) 年齢に関係なく、独居よりも同居人がいる人の割合が高く、有職者より無職者の割合が高くなっています。
- (6) 有職者の中でも「自営業・家族従事者」の割合が全国の割合よりも高くなっています。
- (7) 原因・動機別では、年により異なりますが、5年間の合計では「健康問題」が多くなっています。前述したように、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていますので、1つの原因・動機に対してではなく、様々な分野からの支援が必要です。
- (8) 自殺未遂歴ありの自殺者割合は、全国平均より15.9%高くなっています。また、過去に自殺未遂歴がなく自殺に至った割合が高くなっています。

第3章 自殺対策における取り組み

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「支え合う上天草市」の実現を目指す

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

2 基本方針

令和4年10月に閣議決定された大綱を踏まえて、本市では以下の6点を、自殺対策における「基本方針」としています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感及び信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業、多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時に、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止及び遺族支援といった狭義の取り組みのみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを行い、「生きることの包括的な支援」として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で取り組むことが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致することから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

(2) 関連する他の施策と連携を図り、総合的な対策として展開する

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送られるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取り組みが重要です。また、このような取り組みを包括的に実施するためには、様々な分野の関係者、組織等が連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこも

り等に対し、連携の効果を高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会（※）の実現に向けた取組み及び生活困窮者自立支援制度、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策を活用し、誰もが住み慣れた地域で、様々なサービスを適切な時期に受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

※地域共生社会とは・・・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

（３）対応のレベルと段階に応じた、効果的な施策の連動を図る

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者及び関係機関同士の連携を深めていくことで、支援が受けられない人を生じないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、３つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組みを総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する

「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、３つの段階が挙げられ、それぞれの段階に応じた施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組み」として、学校では児童生徒等を対象に「ＳＯＳの出し方に関する教育」（※）を推進することも重要とされています。

※「ＳＯＳの出し方に関する教育」の詳細に関しては、本章「基本施策５ 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」の項目を参照。

（４）自殺対策における実践的な取組み及び自殺問題の啓発的な取組みを合わせて推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情及び背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情及び背景への理解を深めることも含めて、危機に陥

った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

自殺を考えている人たちを見守っていけるような地域社会を築くには、あらゆる市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割を明確化するとともに、関係者同士が連携・協働して取り組みを推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国、県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業等そして何より市民一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

自殺対策を通じて誰も自殺に追い込まれることのない上天草市を目指すには、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取り組みを進めていくことが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないよう改めて認識して自殺対策に取り組むことが重要です。

3 計画の数値目標

【自殺死亡率】 平成27年 16.8 → 令和8年 11.8
--

令和4年10月に閣議決定された大綱では、令和8年までに自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させることが数値目標として示されています。

また、県計画においても、第2期県計画で定められた目標と同様の目標を設定されていることから、本市においても、前計画と同様の目標を設定します。

4 施策の体系

本市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されます。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」(※)において、全市町村が共

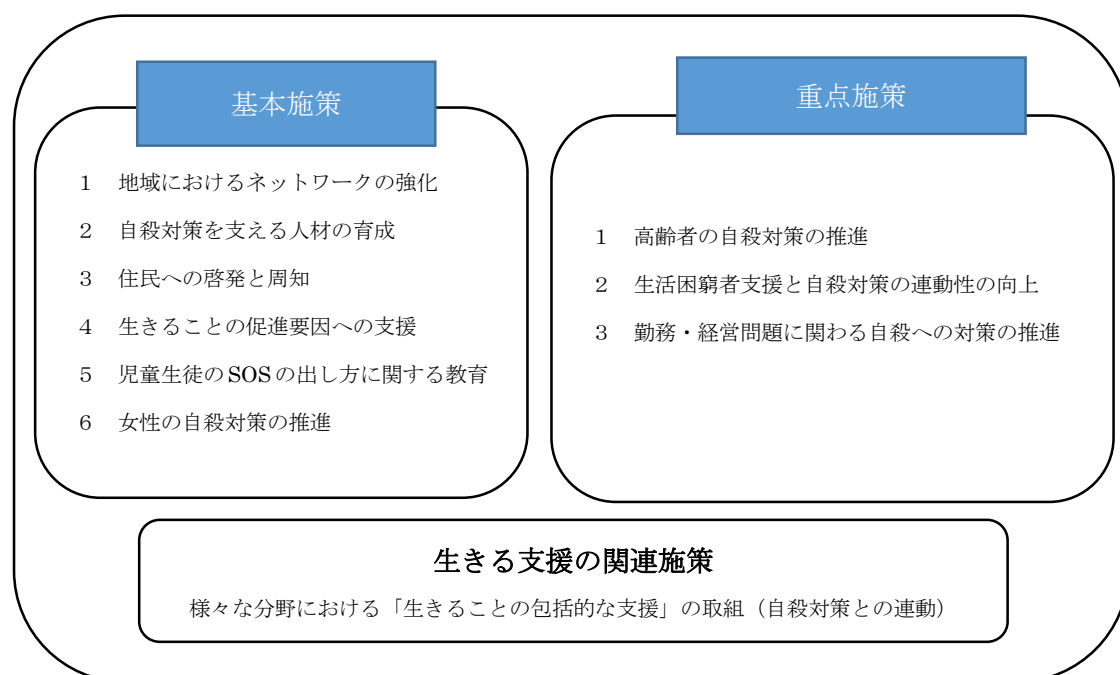
通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、さらにその他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」等、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組みです。内容は、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組み」のすべての段階におよび、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した幅広いものとなっています。

一方で「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因である生活問題及び勤務・経営問題に焦点を絞った取組みをまとめています。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

また、「生きる支援の関連施策」は、本市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、自殺対策とも連携させて推進していけるよう取組みの内容別に分類し、まとめたものです。このように施策の体系を定めることで、市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

※地域自殺対策政策パッケージとは・・・地域自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策支援センターが、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域プロファイルを作成するとともに、地域自殺対策の策定に資するものを作成。



5 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組み、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」「女性の自殺対策の推進」です。

これらの施策を連動させつつ、総合的に推進することで、本市の自殺対策の基盤を強化します。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取り組みが「地域におけるネットワークの強化」です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

(1) 体制づくり

①地域における連携体制の確立

- ・ 上天草市自殺対策庁内連絡会の開催（福祉課）

自殺に関わる課を中心に、自殺対策を総合的かつ効果的に協議、推進するために開催します。

- ・ 地域精神保健福祉連絡協議会（天草保健所）

県、市町村、医療機関、事業所、団体の代表など関係機関により連絡会議を定期開催し、地域における自殺対策を推進します。

②市町村の自殺対策の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画、健康づくり推進計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画など各計画において、自殺対策の視点を取り入れた事業が実施できるようにします。

③民間団体への活動支援

地域で活動する団体に対し、日頃の活動の中で気づき、つながりができるよう活動の支援を継続していきます。

(2) 自殺リスクの低減

①総合的な自殺対策の相談窓口の設置と情報発信

自殺及び精神疾患全般の相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわか

りやすい発信を行い、悩みを抱える方が適切な助言を受けるための機会の拡大を図ります。

②状況に応じた相談窓口等の設置

各課にて状況に応じた相談を行うことで、不安を解決し、必要な支援を行うことで自殺のリスクを軽減します。

(3) 適切な精神科医療を受けられる仕組みづくり

①精神科医、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医、ケースワーカー、保健師等により本人や家族を包括的・継続的に支えていきます。

②うつ等のスクリーニングの実施

妊婦健診、産後スクリーニング、高齢者の介護予防活動等で、支援の必要な人への支援を強化し、予防のための取組みを継続して行います。

③うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

精神障がい者、高次脳機能障がい者、社会復帰を目指す人など、生活上のさまざまな困難及び問題に直面する中で自殺のリスクが高まる可能性があります。個別支援を充実させることで自殺防止にむけた取組みを行います。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組みです。本市では自殺対策の推進にあたり、様々な専門家及び関係者だけでなく、市民に対しても研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

(1) 自殺対策に係る人材の育成

①様々な分野での自殺予防ゲートキーパーの養成

住民の支援に携わる様々な分野のスタッフに対し、ゲートキーパー養成のための研修を行い、自殺の基礎知識及び自殺に傾いた人への対応と適切な機関につなぐための知識・スキルを習得していただき、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図る人材を養成します。

②各分野別での研修会の実施

住民と接する機会の多い分野のスタッフを対象とした研修の中に、自殺及び精神疾患に関する内容を取り入れ、自殺の兆候の早期発見、適切かつ迅速な対応ができる人材を増やします。

③民間団体の相談事業に対する支援

生活困窮者自立支援事業の相談業務に携わるスタッフへの支援を行います。

④家族、知人等を含めた支援者への支援

高齢者、障がい者、障がい児、乳幼児などの支援をしている家族、知人、地域住民などの負担を軽減することで、虐待及び自殺リスクを軽減させます。

基本施策3 住民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関及び相談窓口の存在を知らなければ問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。そのため、市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解が深められるよう講演会等の開催をします。さらに毎年9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間には地域の広報媒体、図書館等の公共施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発及び相談先情報の周知を図っていきます。

(1) 普及啓発の推進

①自殺対策の周知及び自殺予防キャンペーンの実施

自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）に、啓発活動、広報等で自殺予防、精神疾患についての正しい知識の普及啓発、相談窓口等の周知等を行います。

②児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

子どもの自殺予防を社会的な取組みとして進めていくために、子どもに関わる関係者の研修会で自殺予防について取り入れたり、相談先一覧等のリーフレットの配布を行い子どもの自殺予防に関する知識の普及に取り組みます。

③うつ病に関する普及啓発の推進

うつ病の理解のための講話、パンフレットの配布、本人や家族等からの相談対応を行い、うつ病に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組みのみならず「生きることの促進要因」を増やすための取組みを合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本市では「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組みを進めます。

(1) 地域・職場・学校等での心の健康づくりの推進

①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

働く人のメンタルヘルス対策については、県の事業を把握したうえで、総合的な情報提供、電話・メール相談等対応をし、必要な機関へつなげていきます。

②地域における心の健康づくり推進体制の整備

心の健康づくりについては、各計画のもと推進体制を検討していきます。また、天草保健所主催の地域精神保健福祉連絡協議会に参加し、地域における心の健康づくり推進体制の整備に努めます。

③学校における心の健康づくり推進体制の整備

スクールカウンセラーの活用及び学校、児童生徒、保護者等からの相談に対応できる体制の充実を図ります。

④大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

大規模災害における被災者の心のケア支援の充実・改善、各種の生活上の不安及び悩みに対する相談、実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等、地域防災計画においてメンタルヘルス対策を推進します。

(2) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

①自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ対策

当市における自殺未遂者の傾向としては、過去に自殺未遂歴がなく自殺に至った割合が高くなっていますが、自殺未遂者が再び自殺を図る可能性もあります。自殺未遂者の再度の自殺を防ぐためには、心理的ケア、自殺の原因となった社会的要因に対する県の取組みなども活用しながら対応していきます。

(3) 遺された人への支援を充実する

①遺族の自助グループ等の運営支援

県が実施する自死遺族個別面談相談、講演会・交流会等の情報提供など、必要に応じて県事業へ協力します。

②学校、職場等での事後対応の促進

県が主体で実施するスクールカウンセラー派遣、自殺が起こった際の周囲の関係者に対するメンタルヘルスケア等の情報提供など、必要に応じて協力します。

③遺児等への支援

自殺及び自殺未遂の発生直後に遺された人の心理的影響を和らげるためのケア、遺族のための自助グループ等の活動について、県の施策の周知を行い、必要に応じて協力します。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題、勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調等の自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処方法及び支援先に関する情報を早い時期から身に付けておくことが重要です。こうしたことから本市では、保護者、地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するなど、問題を抱える前の段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

(1) 子ども・若者の自殺対策の推進

①いじめを苦にした子どもの自殺の予防

いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであるため、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行えるよう、児童生徒の自殺予防に取り組みます。

②SOSの出し方に関する教育の推進

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育、心の健康の保持に係る教育を推進します。

③学生・生徒等への支援の充実

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、児童・生

徒及び保護者に対する教育相談を実施するほか、生活困窮世帯の児童・生徒への支援を実施します。また、児童生徒がいつでも不安及び悩みを打ち明けられるような相談体制の周知を図ります。

④相談の多様な手段の確保

インターネットを活用し、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるように、国及び県の支援策情報の集約、提供を行います。

⑤若者への支援の充実

若年無業者等の自立支援の取組みの周知を図ります。

基本施策6 女性の自殺対策の推進

コロナ禍において、女性の雇用問題が深刻化していること、配偶者等からの暴力などの相談件数の増加、妊産婦への支援など女性特有の視点も踏まえた取組みを推進します。

① 妊産婦への支援の充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦等への支援を強化するとともに、産後に心身の不調、育児不安を抱える者等に対し、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

② コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性への支援及び困難な問題を抱える女性への支援

配偶者等からの暴力に関する問題など、様々な困難や課題を抱える女性に寄り添った相談支援等を行います。また、国及び県が行う子育て中の女性等を対象とした就労支援の情報収集を行い、必要に応じて情報提供を行います。

6 重点施策

本市では、過去5年間（平成29年～令和3年）に、自殺によって17人（男性11人、女性6人）が亡くなっており、そのうち10人が60代以上の高齢者になります。また、有職者より無職者が多く、10人となっています。自殺総合対策推進センターの作成した「上天草市自殺実態プロファイル」においては、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」が重点パッケージ（※）となっており、今後重点的に取り組みをすることが推奨されています。

これらの重点パッケージを重点施策として取り上げ、県の施策と合わせて取り組みを行います。

※重点パッケージとは…大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、「地域自殺実態プロファイル」で市町村の自殺の実態の分析の結果として示される地域特性の評価結果で、地域において優先的な課題となりうる施策について、8つの重点パッケージのうち優先度が高いものを推奨してあるもの。

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

前述のとおり、本市では60代以上の高齢者の自殺死亡者が全体の4割を占めています。

高齢者は疾病の発症及び悪化により、介護、生活困窮等の問題を抱え込むケースが多く見られます。また、家族との死別及び離別をきっかけに独居となり、地域で孤立していくケース等では問題の把握が遅れ、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、ひきこもりの長期化等により親と子どもが高齢化し支援につながらないまま孤立し、様々な問題が深刻化するいわゆる「8050（はちまるごうまる）問題」（※）等、家族及び地域を巻き込んだ問題も近年多く聞かれるようになってきました。そうした家庭では、支援者側も被支援者側も共に疲弊し、最悪の場合は心中等の発生も懸念されます。

高齢者の自殺を防止するには、高齢者本人のみならず家族、介護従事者等の支援者に対する支援も含めて、対策に取り組んでいく必要があります。具体的には、高齢者及び支援者に対する支援先情報の周知、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し支援へとつなぐこと等が挙げられます。また高齢者とその家族が、日常的に他者と関わる機会を持てるような地域づくりを進めることで、社会的孤立を防ぐことも重要です。

※8050問題とは…ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

（１）包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関、団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を継続して整備します。

（２）地域における要介護者等に対する支援

介護サービス利用者は、介護支援専門員、介護職員等との接点をもっており、重要な見守り・気づきにつながっています。かかりつけ医及び他機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援を推進します。

（３）高齢者の健康不安等に対する支援

うつ病を含め高齢者の自殺の原因として最も多い健康問題について、地域包括支援センターでの相談支援及び各事業によって健康不安の軽減を図ります。

（４）社会参加の強化と孤独・孤立の予防

高齢者世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が自殺対策においても重要となっています。高齢者の見守り活動・事業と合わせて、孤独及び孤立の予防、解消のための居場所づくり及び高齢者のメンタルヘルスに対する知識の普及・啓発を行っていきます。

重点施策２ 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

本市における「経済・生活問題」を理由とした自殺者数は、過去５年間（平成３０年～令和４年）で３人です。また、「無職者（年金受給者含む）」の自殺者数は８人です。

全国での生活保護受給者の自殺死亡率は、それ以外も含めた全国の平均値の２倍超であるなど（※）、生活困窮者及び生活保護受給者の自殺リスクは深刻です。生活困窮者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援及び心身面の疾患に対する治療等、様々な分野の関係者が協働し取組みを進めることで、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。

厚生労働省は「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について（平成２８年７月１４日付け参自発０７１４第１号及び社援地発０７１４第３号）」の中で、自殺の防止にあたっては「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」であり、そのためには「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。このように生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動性を高めるための取組みが国を挙げて進められていることから、

本市でも両事業の更なる連動性の向上を図っていきます。

※「第4回社会保障審議会生活保護基準部会」参考資料（平成23年、厚生労働省）

（１）相談支援、人材育成の推進

生活困窮者自立支援窓口と自殺対策の窓口の連携により、生活困窮にある自殺ハイリスク者に対する相談支援とそのために必要な人材育成を行います。

（２）居場所づくり及び生活支援の充実

生活困窮者自立支援事業の一環として、居場所を提供するとともに、生活支援を行っていきます。

（３）自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

自殺対策におけるワンストップサービスによる支援、居場所づくりの取り組み等は、生活困窮者自立支援制度との連動性を考慮して実施していきます。

重点施策３ 勤務・経営問題に関わる自殺への対策の推進

本市の過去５年間（平成29年～令和3年）の自殺者数17人を職業状況別に見ると、有職者は計7人で、その内訳は「自営業・家族従業者」が3人、「被雇用者・勤め人」が4人となっています。有職者の自殺の背景に勤務問題があるとは言い切れませんが、職場での人間関係及び長時間労働、転勤、異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに退職及び失業に至った結果、生活困窮、多重債務等の問題が付随的に発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。

平成28年度の経済センサス基礎調査によると、市内事業所の9割以上は従業員20名未満の小規模事業所ですが、そうした小規模事業所では、従業員のメンタルヘルス対策が遅れているとも指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながれるよう、相談体制の強化及び窓口情報の周知を図るとともに、そもそも自殺リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。

（１）雇用対策及び勤務問題による自殺対策の推進

①雇用対策の推進

生活の基盤を守り自殺リスクを低減させるため、雇用促進等各課の事業の中で生活の安定化を図る支援を行います。

②長時間労働の相談対応

労働条件、職場環境等各種労働問題に対する相談に対し、県の施策など必要な情報を提供します。

③ハラスメント防止対策

熊本労働局などが行うハラスメント防止策の情報収集を行い、必要に応じて情報提供を行います。

④職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職場におけるメンタルヘルス不調の予防のために、毎年1回のストレスチェックの実施の促進と、メンタルヘルス全般の相談等、県が実施する施策を把握し、必要に応じ情報提供します。

第4章 推進体制

1 推進体制

上天草市では、自殺対策を総合的かつ効果的に協議及び推進するため、上天草市自殺対策庁内連絡会を設置しています。今後も、連絡会を中心として自殺対策の推進を図っていきます。

＜構成委員＞

部等名	課名
健康福祉部	福祉課
	子育て支援課
	健康づくり推進課
	高齢者ふれあい課
総務部	総務課
市民生活部	市民課
教育部	学務課

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画の進捗状況の把握を行い、上天草市自殺対策庁内連絡会の委員への報告及び意見聴取を行い、必要に応じ計画の見直しを行います。

<資料>

○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号） 抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

○上天草市自殺対策庁内連絡会設置要綱

平成22年12月 1 日告示第66号の 2

改正

平成25年 3 月14日告示第 7 号

平成27年 3 月31日告示第28号

平成28年 3 月31日告示第53号

令和 2 年 3 月31日告示第46号

令和 3 年 3 月31日告示第44号

上天草市自殺対策庁内連絡会設置要綱

(設置)

第 1 条 自殺対策を総合的かつ効果的に協議及び推進するため、上天草市自殺対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に係る課等の連携及び情報交換に関すること。
- (2) 本市における自殺の実態把握に関すること。
- (3) 自殺予防に係る周知・啓発等の取組に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、自殺対策に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会は、別表に定める課で構成し、その長又はその指名する所属職員をもって組織する。

2 連絡会に会長を置き、健康福祉部福祉課長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 連絡会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じ構成員以外の職員に対して出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 連絡会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月14日告示第 7 号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第28号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第53号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第46号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第44号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部等名	課名
健康福祉部	福祉課
	子育て支援課
	健康づくり推進課
	高齢者ふれあい課
総務部	総務課
市民生活部	市民課
教育委員会	学務課

<生きる支援の関連施策一覧>

※ 生きる支援の関連施策については、関連する事業のみを掲載。掲載のない事業については、本計画にて対策を記載。

基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(1) 体制づくり

①地域における連携体制の確立

○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	地域自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	○	医療、福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。
健康福祉部	福祉課	精神保健福祉推進事業（県・医療機関と連携し事業を展開）	(1) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請・届出 (2) 精神保健福祉相談・訪問指導 ①精神保健福祉相談 ②訪問指導 ③普及啓発活動 ・精神保健福祉ボランティア養成講座の開催 ・心の健康づくり講座等の開催 (3) 精神障害者家族会運営に対する助言、指導 (4) 医療観察法処遇者及び終了後の要支援者への対応	○	相談対応及び訪問指導を行う職員、精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員及び精神保健福祉ボランティアが気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	上天草市虐待防止対策協議会事業（児童虐待防止市町村ネットワーク事業）	児童、配偶者、障がい者、高齢者等への虐待防止対策の充実・強化を図るため、関係機関が情報を共有し、ネットワークづくりを整備し、虐待の予防や早期発見に努める。	○	関係機関同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた要保護者の早期発見と支援の強化にもつながり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業（母子保健連絡協議会）	母子保健事業を円滑かつ効果的に実施し、母子保健の向上を図ることを目的に、年1回連絡協議会を開催する。	○	連絡協議会の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、地域保健活動の組織と自殺対策（生きることの包括的支援）との連携強化につながり得る。

②市町村の自殺対策の推進

○=生きる支援に関連する事業、△=生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	障がい福祉計画等策定・管理事業	障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定を行う。	○	障がい者福祉事業及び自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
健康福祉部	福祉課	精神保健福祉推進事業（県・医療機関と連携し事業を展開）（再掲）	(1) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請・届出 (2) 精神保健福祉相談・訪問指導 ①精神保健福祉相談 ②訪問指導 ③普及啓発活動 ・精神保健福祉ボランティア養成講座の開催 ・心の健康づくり講座等の開催 (3) 精神障害者家族会運営に対する助言、指導 (4) 医療観察法処遇者及び終了後の要支援者への対応	○	相談対応及び訪問指導を行う職員、精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員及び精神保健福祉ボランティアが気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。

健康福祉部	福祉課	地域福祉計画・地域福祉活動計画推進事業	計画の基本理念に掲げる「住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまち上天草」の実現に向け、地域全体で福祉課題の解決に取り組むため、市民、地域組織、福祉関係団体、社会福祉協議会及び行政の各主体がそれぞれの役割のもと相互に連携、協力し、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進（充実）を図るもの。 本計画においては、「ともに助け合い、支え合うまちづくり」「充実した福祉サービスのまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」の3つを基本目標に見守り・支え合いの仕組みづくり（小地域ネットワーク活動の促進など）や地域福祉ネットワークの構築（地域包括ケアシステムの構築）、相談体制と情報共有の充実、生活困窮者への支援などの施策に取り組むこととしている。	○	小地域ネットワークの地域福祉推進員が行う見守り活動及び声かけは、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見につながる。地域包括ケアと自殺対策との連携は不可欠なものであり、地域福祉ネットワークの構築及び会議体の運営はその連携を図るうえで重要である。
健康福祉部	健康づくり推進課	健康づくり推進計画	計画の推進（R6～R12） （1）健康づくり推進計画推進委員会開催 （中間評価の時点で開催） 次回計画立案時は、ワーキンググループ開催し、地域の状況を盛り込む （2）健康づくりに関する情報の発信 広報誌に健康づくりのページを確保、HPやLINEも活用し情報を発信	○	・心の健康づくりに関する情報の発信 ・地域保健活動 地区組織活動のメンバーとネットワークの中で情報提供・共有を図る 健康フェアで広く周知 （1）地区組織活動と連携を図りながら推進 （2）健康づくりに関する普及月間等は広報誌、HP、保健センター内掲示 （3）健康フェアへの協力
健康福祉部	高齢者ふれあい課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	介護保険法第117条の規定による介護保険事業運営の基盤となる介護保険事業計画の策定及び老人福祉法第20条の8の規定による高齢者福祉計画の策定に関し、被保険者をはじめとする住民の意見を計画に反映させ、また、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の実施、進捗状況の点検・評価をし、事業の円滑な推進に資することを目的として上天草市高齢者福祉計画等推進委員会を設置し計画策定等を行うもの。	△	推進委員会での議題の一つとして、地域の自殺実態及び自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有及び理解の促進を図ることで、自殺対策を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進、対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。

③民間団体への活動支援

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	民生委員・児童委員事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	○	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはある。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。

健康福祉部	福祉課	地域福祉計画・地域福祉活動計画推進事業（再掲）	計画の基本理念に掲げる「住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまち上天草」の実現に向け、地域全体で福祉課題の解決に取り組むため、市民、地域組織、福祉関係団体、社会福祉協議会及び行政の各主体がそれぞれの役割のもと相互に連携、協力し、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進（充実）を図るもの。 本計画においては、「ともに助け合い、支え合うまちづくり」「充実した福祉サービスのまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」の3つを基本目標に見守り・支え合いの仕組みづくり（小地域ネットワーク活動の促進など）や地域福祉ネットワークの構築（地域包括ケアシステムの構築）、相談体制と情報共有の充実、生活困窮者への支援などの施策に取り組むこととしている。	○	小地域ネットワークの地域福祉推進員が行う見守り活動及び声かけは、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見につながる。 地域包括ケアと自殺対策との連携は不可欠なものであり、地域福祉ネットワークの構築及び会議体の運営はその連携を図るうえで重要である。
健康福祉部	健康づくり推進課	食生活改善推進員委託事業	「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域で活動するボランティア団体への委託事業。「食」から健康を考え、生活習慣病予防や健診受診、働き盛りへの働きかけ等の事業を委託。	○	食育の視点で地域を訪問したり地区の集まりに参加する機会があり、日常生活上の困難を抱えるケースへの対応も予測される。気づきつなぐ支援ができるようになる可能性がある。
健康福祉部	健康づくり推進課	ヘルスメイト養成事業	食生活改善推進員の養成（20時間以上の講習が必要）を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに健康寿命の延伸を目指す。3年に1回実施。	○	同上
健康福祉部	福祉課	精神保健（断酒例会）	支部月例会、夜間月例会、家族会	○	アルコールの問題を抱える方は自殺のリスクが一般的に高く、家族も困難を抱えている場合が多い。 断酒例会の機会は、飲酒行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関が連携し支援するための契機、接点になり得る。

（２）自殺リスクの低減

①総合的な自殺対策の相談窓口の設置と情報発信

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
市民生活部	市民課	窓口相談	多様化する住民ニーズへの対応、経費節減及び事務の効率化のため「公共サービス改革方針」に示された窓口24業務を基本とした市役所の業務のうち、特に「定型的・機械的・補助的」業務（59項目）を民間委託している。	△	どこに相談したらよいかわからない人が、どの窓口に行けばいいかと訪れることも少なくないと思われる。 リーフレット及び相談窓口を案内することで、住民に対する啓発の機会となり得る。
健康福祉部	福祉課	日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な支援を行う。	△	日帰りショートステイ及びタイムケアサービスの機会を活用し、障がい者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。 それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置づけ得る。
健康福祉部	福祉課	特別障害者手当等支給事務	日常生活が困難な障がい者（児）の社会参加のための手当を支給する。	○	手当の支給に際して、当事者、家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
健康福祉部	福祉課	障害児通所支援等事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援等の支給決定及び給付を行う。	○	障がい児を抱えた保護者への支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。

健康福祉部	福祉課	自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）の支給決定及び給付を行う。	○	障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
健康福祉部	福祉課	訪問入浴事業	重度の心身障がい者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	△	訪問入浴の介助を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障がい者とその家族が何か問題等を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等のための対応を取れるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	障害児地域療育等支援事業	在宅障がい児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がい児等及びその家族の福祉の向上を図る。	○	障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もある。 対応を行う職員にゲートキーパー研修を実施することで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解してもらうことで、問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。
健康福祉部	福祉課	障害者差別解消推進事業	障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	○	センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。
健康福祉部	福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	○	手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	手話通訳者養成事業	身体障害者福祉の概要、手話通訳の役割・責務について理解を深め、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する。	○	養成講座の中で自殺のリスク要因及び対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。
健康福祉部	福祉課	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	△	通訳者、奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚機能と聴覚機能に障がいを併せ持つ重度重複障がい者（盲ろう者）に対して、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した登録通訳・介助員を派遣し、コミュニケーション、移動等の支援を行う。	△	通訳者、介助員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	民生委員・児童委員事業（再掲）	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	○	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはある。 地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
健康福祉部	子育て支援課	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	児童の健やかな成長を促進できるよう、子育て家庭の悩みや相談に応じ、助言及び指導を行う。また子どもの世代間の交流等を図るため、子育て支援センター（一般型）を設置する。	○	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。 子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
健康福祉部	子育て支援課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由、疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	○	家庭生活支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。 家庭生活支援員から必要と思われる対象者に、相談先一覧のリーフレット等の資料を配布してもらうことで、生きることの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことができる。
健康福祉部	健康づくり推進課	保健師現任教育事業	新任期の保健師にはプリセプターを付け、県の指導指針に基づき新任保健師の育成を行う。	○	保健師として活動する際、自殺対策の視点も持って住民とかかわることができる。

②状況に応じた相談窓口等の設置

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
市民生活部	市民課大矢野窓口センター	消費者行政	消費生活上のトラブルを抱えた市民に対し、相談援助及び啓発活動を行う。	○	消費生活上の問題を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。相談をきっかけとして、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。
市民生活部	市民課大矢野窓口センター	無料法律相談	個人的なトラブルを抱えた市民に対し、弁護士及び司法書士への相談機会を提供。	○	相談者の中には深刻な問題を抱えている、自殺リスクの高い人も多いと思われる。相談者に継続的な支援が行えれば、問題解決につながる仕組みになり得る。
市民生活部	税務課	徴収の緩和制度としての納税相談等	住民から納税に関する相談を受け付ける。 なお、必要に応じて分納納付に応じる。	○	税金を納期限までに納付できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、納税相談等を「生きることの包括的な支援」につなげられる体制を構築しておく必要がある。
健康福祉部	福祉課	特別障害者手当等支給事務（再掲）	日常生活が困難な心身障がい者（児）の社会参加のための手当を支給する。	○	手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
健康福祉部	福祉課	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	○	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、養護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。
健康福祉部	福祉課	手話奉仕員養成事業（再掲）	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	○	手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	手話通訳者養成事業（再掲）	身体障害者福祉の概要や、手話通訳の役割・責務について理解を深め、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する。	○	養成講座の中で自殺のリスク要因や対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。
健康福祉部	福祉課	手話通訳者等派遣事業（再掲）	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	△	通訳者、奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（再掲）	視覚機能と聴覚機能に障がい併せ持つ重度重複障がい者（盲ろう者）に対して、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した登録通訳・介助員を派遣し、コミュニケーション、移動等の支援を行う。	△	通訳者、介助員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	精神保健（精神障がい者家族向け講演会・交流会）	精神障がい者がいる家族向けの講演会・家族交流会	○	精神障がいを抱える方とその家族には、周囲とのつながりを失い地域で孤立化しているケースもある。 当事者同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援にもなり得る。 当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの支援への接点にもなり得る。
健康福祉部	子育て支援課	学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	△	学童保育を通じて、保護者及び子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子ども及び保護者を把握する接点になり得る。 学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者及び子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。

健康福祉部	子育て支援課	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区を単位として、放課後に保護者がいない児童について、適切な遊び及び生活の場を提供する。	△	放課後児童クラブを通じて、保護者及び子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子ども及び保護者を把握する接点になり得る。 放課後クラブの職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者及び子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	公立保育園事業	公立保育園による保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	○	保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	許可保育園措置事業（私立保育園施設型給付事業）	私立保育園による保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	○	保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	開所時間延長促進事業（延長保育事業）	安心して子育てと仕事の両立ができる環境を整備するため、保育園等の開所時間を延長し、長時間の保育の場を確保する。	○	保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	障害児保育事業	障がいをもつ児童に対し、必要な保育を行うことにより、障がい児の心身の成長発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を養い、障がい児の福祉の増進を図る。	○	子どもの保育の機会は、保護者及び家庭の状況を知る機会となる。 保護者及び家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援への接点になり得る。
健康福祉部	子育て支援課	家庭児童相談事業	子どもと家庭に関する総合相談、情報提供及び児童虐待防止対策の充実	○	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。 子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスク及び成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。
健康福祉部	子育て支援課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	○	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
健康福祉部	子育て支援課	児童手当支給事務	児童手当の支給	△	児童手当の申請時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
健康福祉部	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成	○	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
健康福祉部	子育て支援課	子ども医療費助成事業	子どもの医療費の一部負担を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの疾病の早期治療を促進し、健全な育成と子育てを支援する。	△	医療費の申請時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
健康福祉部	子育て支援課	母子家庭等自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金等ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	△	給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。
健康福祉部	子育て支援課	子ども支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	○	子どもの一時預かりは、家族の状況、保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。

健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業 (母子保健推進員活動)	母性及び乳幼児の健康に関する問題を把握し、行政との連携を図る。生後2か月までに訪問し、育児についての情報提供、相談、2か月学級参加への勧奨等を行う。	○	地域で相談できる人を作ることで、育児の孤立化を防ぐ。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業 (2か月児学級)	生後2か月の乳児対象の学級で安心して育児のできるよう保健指導、栄養指導を行う。	○	母親同士が話せる機会を作ることで、育児の孤立化を防ぐ。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業 (母子手帳交付・妊婦健康診査)	母児の健康管理を妊娠期から実施するよう母子健康手帳を交付し、公費で妊婦健康診査を実施する。	○	妊娠届出時の面談は、妊婦が抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 貧困家庭への支援、虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、妊婦のみならずその家族をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業 (新生児聴覚検査費助成事業)	新生児聴覚検査による先天性難聴の早期発見及び保護者の負担を軽減することを目的に、検査に係る費用の一部助成を行う。	○	医療助成の相談及び申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へとつなげるなど、支援への接点になり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業 (不妊治療費助成事業補助金)	安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることを目的とし、不妊治療に係る住民の経済的負担を軽減するため、治療費の一部助成を行う。	○	不妊治療を行っている人は、治療に係る身体的・精神的・経済的な負担等、様々な困難や問題を抱えている可能性がある。 医療助成の相談及び申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へとつなげるなど、支援への接点になり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業 (小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業)	小児慢性特定疾病について、医療費助成を受けるための相談や受付を行う。	○	特定疾病を抱える子どもとその親は、生活面、経済的負担等で様々な困難や問題を抱えている可能性があるため、医療助成の相談及び申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へとつなげるなど、支援への接点になり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業 (相談・健康教育)	乳幼児の成長発達についての相談 育児においての相談	○	母親と直接面談することで、母の精神状況を把握することが出来、必要であれば医療機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を図ることができる。
健康福祉部	健康づくり推進課	乳幼児健康診査事業 (3～4か月・6～7か月・1歳6か月・3歳児)	乳幼児期の疾病及び問題の早期発見・早期対応、育児支援・健康増進、成長・発達の評価を行うために、診察、保健指導、栄養指導を行う。	○	母親と直接面談することで、母の精神状況を把握することが出来、必要であれば医療機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を図ることができる。
健康福祉部	健康づくり推進課	歯科保健事業 (1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診)	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診及び歯科保健指導を行う。 1歳6か月児健診でフッ化物無料塗布券4枚を交付する。	○	子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	健康診査事業	生活習慣病健診、健康増進健診、各種がん検診等を集団及び個別で実施。	○	直接住民と接する機会であり、相談対応が可能となる
健康福祉部	健康づくり推進課	健康手帳交付事業	健（検）診結果まで記載できる健康手帳を各窓口で交付。	○	同上
健康福祉部	健康づくり推進課	健康教育・家庭訪問事業	健診後の保健指導、出前講座等の健康教育を実施。 来所相談及び家庭訪問の実施。	○	同上
健康福祉部	健康づくり推進課	重症化予防事業	健診受診後の相談会の実施、地区担当制による生活習慣病予防対策	○	同上

健康福祉部	健康づくり推進課	後期高齢者徴収事業	住民から保険料に関する相談を受ける。	○	後期高齢者医療保険料の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 相談を受けたり徴収を行う職員等がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	健康づくり推進課	国民年金一般事務事業（国民年金事務補助）	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	○	年金保険料の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 相談を受ける職員等がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	健康づくり推進課	重複・頻回受診者訪問指導事業	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。	○	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活、心身の健康面等で不安及び問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所措置	○	養護老人ホームへの入所手続きの中で、当人、家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	総合相談支援事業	地域における関係者とネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況、生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。	○	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援（自殺対策）にもなっている。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	権利擁護事業	地域の住民、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法等が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対し、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。	○	高齢者虐待に関する相談及び困難事例に対応する中で、困難な状況に陥った高齢者、その家族等の情報をキャッチできる窓口となり得る。訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援（自殺対策）にもなっている。
教育部	学務課	就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	○	特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。
教育部	学務課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	○	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。
教育部	学務課	生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化）	社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉の専門家と連携し、子どもの健全育成を図る。	○	保護者に対して福祉の専門家が直接応対し、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、必要な支援への窓口となり得る。 専門家から相談リーフレットの配布をしてもらえれば、児童生徒に様々な相談先の情報を周知する機会ともなり得る。

（３）適切な精神科医療を受けられる仕組みづくり

①精神科医、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	精神保健 （精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進）	精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談及び心の専門グループワーク事業を実施する。	○	精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医、保健師等が展開し、本人及び家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。

②うつ等のスクリーニングの実施

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業 （妊産婦・乳幼児訪問）	リスクが高い個々の妊産婦及び乳幼児に対して個別に訪問し相談に応じる。	○	家庭訪問することで、母子の生活状況及び母の精神状態を把握し、必要であれば医療機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を図ることができる。

③うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	精神保健 （困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実）	困難事例対応精神障がい者（疑い含む）及びその家族への個別支援の充実	○	精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組みにもつながり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	休日当番医・病院輪番制事業	休日当番医・病院輪番制により医療の確保に努める	○	休日や夜間等に緊急に医療を必要とする人の中には、精神科疾患や自殺リスクの高いケースもあることが想定される。

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

（１）自殺対策に係る人材の育成

①様々な分野での自殺予防ゲートキーパーの養成

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
総務部	総務課	職員研修事業	職員を対象に、各研修の実施及び熊本市町村職員研修協議会主催研修への参加、国・県・財団等への研修派遣を行う。	△	職員研修のメニューとして、自殺対策研修及びゲートキーパー養成研修を設けることで、全庁的な自殺対策推進の足掛かりになり得る。
市民生活部	市民課	天草地域保護司会上天草分会活動事業	非行及び犯罪を予防し、非行少年、犯罪者等の更生指導事業を行う天草地域保護司会上天草分会の活動を支援する。	△	犯罪及び非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭及び学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。保護司の方がゲートキーパーとしての役割を担うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	障害児地域療育等支援事業 （再掲）	在宅障がい児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がい児等及びその家族の福祉の向上を図る。	○	障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し 自殺リスクを抱える可能性もある。対応を行う職員にゲートキーパー研修を実施することで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解してもらうことで、問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。

健康福祉部	福祉課	手話奉仕員養成事業（再掲）	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	○	手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	手話通訳者養成事業（再掲）	身体障害者福祉の概要や、手話通訳の役割・責務について理解を深め、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する。	○	養成講座の中で自殺のリスク要因や対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。
健康福祉部	福祉課	手話通訳者等派遣事業（再掲）	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	△	通訳者、奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（再掲）	視覚機能と聴覚機能に障がい併せ持つ重度重複障がい者（盲ろう者）に対して、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した登録通訳・介助員を派遣し、コミュニケーション及び移動等の支援を行う。	△	通訳者、介助員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	学童保育事業（再掲）	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	△	学童保育を通じて、保護者及び子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子ども及び保護者を把握する接点になり得る。
健康福祉部	子育て支援課	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）	小学校区を単位として、放課後に保護者がいない児童について、適切な遊びや生活の場を提供する。	△	学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者及び子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	公立保育園事業（再掲）	公立保育園による保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	○	放課後児童クラブを通じて、保護者及び子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子ども及び保護者を把握する接点になり得る。
健康福祉部	子育て支援課	許可保育園措置事業（私立保育園施設型給付事業）（再掲）	私立保育園による保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	○	放課後クラブの職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者及び子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	開所時間延長促進事業（延長保育事業）（再掲）	安心して子育てと仕事の両立ができる環境を整備するため、保育園等の開所時間を延長し、長時間の保育の場を確保する。	○	保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	病児保育事業	病気の回復期に至らない又は病気の回復期にある等の児童を適切な処遇が確保される医療機関において、一時的に預かり病児・病後児保育事業を行う。	○	保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	婦人相談事業	要保護女子の発見・保護及び相談に応じ、必要な指導を行う。配偶者からのDVの防止及び被害者の保護、相談業務。	○	看護師にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。
健康福祉部	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員の募集・登録をし、仲介する。	○	DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。
					DV被害者の支援にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことで自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図れる。
健康福祉部	子育て支援課			○	会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩み及び自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役、つなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。

健康福祉部	子育て支援課	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	就業等の自立を促進するために必要な事由、疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	○	家庭生活支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。 家庭生活支援員から必要と思われる対象者に、相談先一覧のリーフレット等の資料を配布してもらうことで、生きることの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことができる。
健康福祉部	健康づくり推進課	保健師現任教育事業（再掲）	新任期の保健師にはプリセプターを付け、県の指導指針に基づき新任保健師の育成	○	保健師として活動する際、自殺対策の視点も持って住民とかかわることができる。
健康福祉部	健康づくり推進課	国民年金一般事務事業（国民年金事務補助）（再掲）	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	○	年金保険料の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 相談を受ける職員等がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
教育部	学務課	通学路安全対策事業	通学時の安全確保のため、スクールバスの運行、子ども見守り隊など見守りボランティア体制の整備及び通学路の危険箇所の把握及び改善を図る。	△	見守りボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、見守りボランティアが気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。
教育部	学務課	登校サポートボランティア派遣	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施する。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援する。	○	不登校の子どもは本人だけでなく、その家庭も様々な問題を抱えている可能性がある。 ボランティアにゲートキーパー研修等を受講してもらうことで、児童生徒の家庭状況にも配慮しながら、問題を察知した場合には適切な機関につないでもらう等、ボランティアが気づき役、つなぎ役としての対応をとれるようになる可能性がある。
教育部	学務課	不登校児童生徒支援事業	（１）不登校児童生徒（公立学校に通う小中学生）を対象にした適応指導教室を設置 （２）不登校児童生徒の集団再適応、自立を支援する学習・生活指導等の実施 （３）不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	○	適応指導教室の指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。 ゲートキーパー研修受講により、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。

②各分野別での研修会の実施

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
総務部	総務課	職員研修事業（再掲）	職員を対象に、各研修の実施及び熊本市市町村職員研修協議会主催研修への参加、国・県・財団等への研修派遣を行う。	△	職員研修のメニューとして、自殺対策研修及びゲートキーパー養成研修を設けることで、全庁的な自殺対策推進の足掛かりになり得る。
健康福祉部	福祉課	心の健康に関する出前講座の実施	心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病及び心の健康についての普及啓発を図る。	○	出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。
健康福祉部	福祉課	民生委員・児童委員事業（再掲）	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	○	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはある。 地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	老人クラブ活動等助成事業	老人クラブが実施する高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業への補助。	△	講習会及び研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への啓発及び研修の機会となり得る。
教育部	学務課	学校支援ボランティア事業	学校と地域が連携し、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援する。	○	コーディネーターに対する研修の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことで、現状及び取組についての理解促進を図れる。

教育部	学務課	教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行う。	○	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応をとること等について理解を深めることで、教職員への支援（※支援者への支援）の意識醸成につながり得る。 研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。
教育部	社会教育課	人権啓発事業	人権意識を高めるために啓発を行う。	○	人権教育指導員による講話の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。

③民間団体の相談事業に対する支援

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにし、必要な情報提供及び専門的な助言・指導等を行う。	○	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題、必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。

④家族、知人等を含めた支援者への支援

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
総務部	総務課	健康管理事業（職員向け）	職員を対象に、定期健康診断やストレスチェック、健康相談等を行う。	△	住民からの相談等に対応する職員の健康の維持・増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
健康福祉部	福祉課	日中一時支援事業（再掲）	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な支援を行う。	△	日帰りショートステイ及びタイムケアサービスの機会を活用し、障がい者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。 それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置付け得る。
教育部	学務課	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	○	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図ることができる。

基本施策3 住民への啓発と周知

（１）普及啓発の推進

①自殺対策の周知及び自殺予防キャンペーンの実施

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	自殺対策事業	普及啓発事業	○	自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺予防月間（3月）に、啓発活動を行い、自殺予防への関心を高める。
健康福祉部	福祉課	精神保健対策（普及啓発事業）（自殺防止対策事業除く）	普及啓発事業（精神保健福祉講演会の開催）	○	精神障がいを抱える方の中には自殺リスクの高い方が少なくない。 講演会の中で自殺行動につき取り上げることができれば、自殺問題についての啓発の機会となり得る。

健康福祉部	健康づくり推進課	健康づくり推進計画（再掲）	計画の推進（R6～R12） （1）健康づくり推進計画推進委員会開催 （中間評価の時点で開催） 次回計画立案時は、ワーキンググループ開催し、地域の状況を盛り込む （2）健康づくりに関する情報の発信 広報誌に健康づくりのページを確保、HPやラインも活用し情報を発信	○	・心の健康づくりに関する情報の発信 ・地域保健活動 地区組織活動のメンバーとネットワークの中で情報提供・共有を図る 健康フェアで広く周知 （1）地区組織活動と連携を図りながら推進 （2）健康づくりに関する普及月間等は広報誌、HP、保健センター内掲示 （3）健康フェアへの協力
健康福祉部	高齢者ふれあい課	老人クラブ活動等助成事業（再掲）	老人クラブが実施する高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業への補助。	△	講習会及び研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への啓発及び研修の機会となりうる。
教育部	学務課	学校図書館活用事業	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	△	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示及び関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。
教育部	社会教育課	中央公民館主催事業「いきいき成人大学」	市民が生涯学習講座を受講することにより、時代の変化に対応できる能力及び社会生活に必要な知識を身に付け、心豊かで生きがいのある人生を送ることを目指す。	△	いきいき成人大学の講座の中で、地域の自殺実態及び対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。

②児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業（ふれあい乳児健診）	6～7か月児健診で中学生と乳児がふれあい、中学生が命の大切さ及び将来の子育てについて考える。	○	中学生が命について考え、自分の命を大切にしようと考えることにつながる。
教育部	学務課	教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行う。	○	教職員の過労及び長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応をとること等について理解を深めることで、教職員への支援（※支援者への支援）の意識醸成につながり得る。 研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。

③うつ病に関する普及啓発の推進

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	高齢者ふれあい課	一般介護予防事業	住み慣れた地域で自立して生活するために、年齢や心身の状況等によって高齢者をわけ隔てることなく、誰でも参加することのできる介護予防活動の地域展開と介護予防に資する知識・情報の提供を行う。	○	1回／週または2回／月公民館等に出かけることで、孤独・孤立の予防、地域住民との交流の機会が増え、相談しあえる関係づくり、安否確認の場につながる。また、様々な機会を通して閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握したり、広報等により高齢者のうつ、閉じこもり等について周知啓発することで、リスクの高い高齢者等を相談先につなげやすくなる可能性がある。

基本施策４ 生きることの促進要因への支援

（１）地域・職場・学校等での心の健康づくりの推進

①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

②地域における心の健康づくり推進体制の整備

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	健康づくり推進課	健康づくり推進計画（再掲）	計画の推進（Ｒ６～Ｒ１２） （１）健康づくり推進計画推進委員会開催 （中間評価の時点で開催） 次回計画立案時は、ワーキンググループ開催し、地域の状況を盛り込む （２）健康づくりに関する情報の発信 広報誌に健康づくりのページを確保、ＨＰやラインも活用し情報を発信	○	・心の健康づくりに関する情報の発信 ・地域保健活動 地区組織活動のメンバーとネットワークの中で情報提供・共有を図る 健康フェアで広く周知 （１）地区組織活動と連携を図りながら推進 （２）健康づくりに関する普及月間等は広報誌、ＨＰ、保健センター内掲示 （３）健康フェアへの協力

③学校における心の健康づくり推進体制の整備

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
教育部	学務課	安心安全ネットワーク会議活動支援事業	小学校区ごとに防犯パトロール隊、子ども見守り隊などの組織間の連携及び情報の共有化を図ることを目的とする「地域安心安全ネットワーク会議」の設置・運営を支援することにより、地域での安心安全まちづくり活動の効果的な推進を図る。	○	会議で児童生徒の自殺実態、特徴等の情報等を提供することで、子どもの自殺対策についての意識の醸成、取組推進へ向けた契機となり得る。
教育部	学務課	学校職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、市で衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行う。また、５０人未満の学校については、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行う。	○	学校職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。
教育部	学務課	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	○	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒及び保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
教育部	学務課	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの活用及び教育相談室相談員との連携強化を図る。	○	不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題及び自殺リスクを抱えている可能性もある。 そうしたリスクに対して、スクールカウンセラー及び専門相談員と連携することで、当事者同士のつながりの形成と強化を図ることができる。

④大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しう事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
総務部	危機管理防災課	防災管理事務費	各種防災対策を推進するため、国及び都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	△	大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性、施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。

（２）自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

①自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ対策

（３）遺された人への支援を充実する

①遺族の自助グループ等の運営支援

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しう事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	自殺対策事業	県が実施する自死遺族個別相談、講演会、交流会等を市広報誌等で情報提供する。	○	社会の偏見、周囲の誤解などにより二次被害と受けたり、自殺で大切な人を失ったこと及びその出来事についての想いを周囲に話せずに苦しみ地域・社会から孤立してしまったりするリスクのある自死遺族を支援することができる。

②学校、職場等での事後対応の促進

③遺児等への支援

基本施策５ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

（１）子ども・若者の自殺対策の推進

①いじめを苦にした子どもの自殺の予防

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しう事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
教育部	学務課	いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	○	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の１つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 フォーラム開催時及び個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。

②SOSの出し方に関する教育の推進

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しう事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
教育部	学務課	広報活動事業	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、市広報誌を活用し、分かりやすく情報を提供する。	△	SOSの出し方教育について取り上げることにより、住民に対して取組情報を周知することができる。

教育部	学務課	キャリア教育事業	中学校で行われている職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てることを目的とする。	△	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、就業し万が一問題を抱えた際の対処法、相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、ＳＯＳの出し方教育の一環ともなり得る。
教育部	学務課	アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒が主体的に対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	△	題材の選定が可能ならば、ＳＯＳの出し方教育などをこの枠で行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。
教育部	学務課	いじめ防止対策事業（再掲）	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	○	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の１つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、ＳＯＳの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。
教育部	学務課	教育相談（いじめ含む）	子どもの教育上の悩み、心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来庁できない場合には、電話相談も行う。	○	学校以外で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることもできる。

③学生・生徒等への支援の充実

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
教育部	学務課	保幼小中連携事業	保育園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望及び目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	○	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。
教育部	社会教育課	子ども会育成事業	子ども会の組織の活性化、活動の充実を図る。	△	各単位子ども会において、子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。

④相談の多様な手段の確保

⑤若者への支援の充実

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
教育部	社会教育課	青少年育成事業	青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種講演会の開催 青少年育成市民会議に関する事務	○	青少年層は学校、会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 会議において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。

基本施策 6 女性の自殺対策の推進

①妊産婦への支援の充実

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業（母子保健推進員活動）（再掲）	母性及び乳幼児の健康に関する問題を把握し、行政との連携を図る。生後２か月までに訪問し、育児についての情報提供、相談、２か月学級参加への勧奨等を行う。	○	地域で相談できる人を作ることで、育児の孤立化を防ぐ。

健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業（2か月児学級）（再掲）	生後2か月の乳児対象の学級で安心して育児のできるよう保健指導、栄養指導を行う。	○	母親同士が話せる機会を作ることで、育児の孤立化を防ぐ。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業（母子手帳交付・妊婦健康診査）（再掲）	母児の健康管理を妊娠期から実施するよう母子健康手帳を交付し、公費で妊婦健康診査を実施する。	○	妊娠届出時の面談は、妊婦が抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。貧困家庭への支援、虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、妊婦のみならずその家族をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業（相談・健康教育）（再掲）	乳幼児の成長発達についての相談 育児についての相談	○	母親と直接面談することで、母の精神状況を把握することが出来、必要であれば医療機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を図ることができる。
健康福祉部	健康づくり推進課	乳幼児健康診査事業（3～4か月・6～7か月・1歳6か月・3歳児）（再掲）	乳幼児期の疾病及び問題の早期発見・早期対応、育児支援・健康増進、成長・発達の評価を行うために、診察、保健指導、栄養指導を行う。	○	母親と直接面談することで、母の精神状況を把握することが出来、必要であれば医療機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を図ることができる。
健康福祉部	健康づくり推進課	歯科保健事業（1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）（再掲）	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診及び歯科保健指導を行う。 1歳6か月児健診でフッ化物無料塗布券4枚を交付する。	○	子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況、抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。
健康福祉部	健康づくり推進課	母子保健事業（妊産婦・乳幼児訪問）（再掲）	リスクが高い個々の妊産婦及び乳幼児に対して個別に訪問し相談に応じる。	○	家庭訪問することで、母子の生活状況及び母の精神状態を把握し、必要であれば医療機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を図ることができる。

②コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性への支援及び困難な問題を抱える女性への支援

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	子育て支援課	母子家庭等自立支援給付金事業（再掲）	高等職業訓練促進給付金等ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	△	給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。
健康福祉部	子育て支援課	婦人相談事業（再掲）	要保護女子の発見・保護及び相談に応じ、必要な指導を行う。配偶者からのDVの防止及び被害者の保護、相談業務。	○	DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。DV被害者の支援にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことで自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図れる。

重点施策

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

(1) 包括的な支援のための連携の推進

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	高齢者ふれあい課	地域ケア会議	地域での支援が必要なケース及び支援困難ケース等について、地域ケア会議を行う。	○	地域での生活の継続に問題を抱える高齢者等の情報を把握し、地域ケア会議で共有し解決策を検討することで、地域での見守り体制・連携の強化及び必要なサービス等につなげることで安心した地域での生活につなげられる。（地域で本人・家族も孤立しているケース多い。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	包括的・継続的ケアマネジメント事業	関係機関との連携体制を構築するとともに、介護支援専門員同士のネットワークを強化する。	△	人材育成・質の向上につながり、リスクの高い高齢者等を相談先につなげやすくできる可能性がある。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	老人福祉センター管理事務事業	老人に対し各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設として老人福祉センターを管理する。	○	自主サークル、イベント等への参加を通じて、相談等必要な支援につながりうる。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	各介護事業所、団体への支援	上天草市介護支援専門員連絡協議会及び上天草市居宅介護サービス事業所連絡協議会において、介護サービスの質の向上に資することを目的に、研修会、事例検討会等の開催を支援する。	△	人材育成・質の向上につながり、リスクの高い高齢者等を相談先につなげやすくできる可能性がある。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画（再掲）	介護保険法第117条の規定による介護保険事業運営の基盤となる介護保険事業計画の策定及び老人福祉法第20条の8の規定による高齢者福祉計画の策定に関し、被保険者をはじめとする住民の意見を計画に反映させ、また、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の実施、進捗状況の点検・評価をし、事業の円滑な推進に資することを目的として上天草市高齢者福祉計画等推進委員会を設置し計画策定等を行うもの。	△	推進委員会での議題の一つとして、地域の自殺実態及び自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有及び理解の促進を図ることで、自殺対策を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進、対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。

(2) 地域における要介護者等に対する支援

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	高齢者ふれあい課	家族介護支援事業	在宅で介護をする人が介護の技術を習得でき、介護者間の仲間づくりができるよう家族介護教室を開催したり、介護者がリフレッシュでき、前向きに継続して介護ができるよう交流事業を行う。	○	介護者が悩みを共有したり情報交換を行ったりできる機会を設けることで、介護者相互の支えあいを推進し得る。また教室では、家族との接触を通じて、家族の異変を察知する機会ともなり得る。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業	要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	○	介護者の負担は大きく、大きなストレスを抱えている場合も多い。介護支援専門員が本人・家族に関わるうえで、そのような状況を確認したり、相談に乗ったりする機会も多く、負担軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげることができる。

（３）高齢者の健康不安等に対する支援

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	高齢者ふれあい課	総合相談支援事業（再掲）	地域における関係者とネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況及び生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。	○	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援（自殺対策）にもなっている。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	権利擁護事業（再掲）	地域の住民、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法等が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対し、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。	○	高齢者虐待に関する相談及び困難事例に対応する中で、困難な状況に陥った高齢者、その家族等の情報をキャッチできる窓口となり得る。訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援（自殺対策）にもなっている。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業（再掲）	要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	○	介護者の負担は大きく、大きなストレスを抱えている場合も多い。介護支援専門員が本人・家族に関わるうえで、そのような状況を確認したり、相談に乗ったりする機会も多く、負担軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげることができる。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	一般介護予防事業（再掲）	住み慣れた地域で自立して生活するために、年齢、心身の状況等によって高齢者をわけ隔てることなく、誰でも参加することのできる介護予防活動の地域展開と介護予防に資する知識・情報の提供を行う。	○	１回／週または２回／月公民館等に出かけることで、孤独・孤立の予防、地域住民との交流の機会が増え、相談しあえる関係づくり、安否確認の場につながる。また、様々な機会を通して閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握したり、広報等により高齢者のうつ、閉じこもり等について周知啓発することで、リスクの高い高齢者等を相談先につなげやすくできる可能性がある。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	離島高齢者見守り事業	離島での自宅生活が続けられるよう、生活支援サービス等の基盤づくりの一環として、安否確認を行い、栄養バランスのとれた配食を実施する。	○	栄養バランスの整った食事が提供されることで栄養状態が安定し、配達による定期的な見守りを通して、心身状態の把握をすることで高齢者等の安否確認ができ、異変時の早期発見につながる。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	地域ネットワーク栄養改善事業	要介護認定者で定期的な見守りが必要な高齢者に対し、見守りと食事の提供をすることで在宅で自立した生活を送ることができるよう支援を行う。	○	栄養バランスの整った食事が提供されることで栄養状態が安定し、配達による定期的な見守りを通して、心身状態の把握をすることで高齢者等の異変時の早期発見につながる。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	生活支援事業（配食事業）	在宅で生活する高齢者等に対し、配食を利用した見守り、または栄養改善のための配食を行う。	○	食は生きていくうえでの大きな要素となる。栄養状態が安定することで、心身共に健康に暮らすことができ、また、配食を行うことにより本人の意見を察知する機会ともなり得る。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	生活管理短期宿泊事業	老人福祉施設等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調の管理を図る。	○	ショートステイの機会を活用し、高齢者等及び介護者の心身状態を把握することで、虐待等の危険を早期に発見するための期待につながりうる。介護者の介護負担軽減ともなり、介護者の健康状態の悪化等を未然に防ぐことにもなり得る。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	食の自立支援（配食）事業	食事の支援が必要な高齢者に、食の自立に向けた配食を行うとともに、安否確認を行う。	○	食の自立に向けた配食を行うことで、健康状態の維持・改善が行え、また、孤立・孤独の予防や相談の支援につながり得る。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	軽度生活援助事業	食事及び食材の確保、室内の整理整頓等簡易な日常生活上の援助を行う。	○	軽度な生活支援を行うことで、日常生活・健康状態の維持につながる。また、支援を通じて、孤独・孤立の予防や相談の機会ともなり得る。

（４）社会参加の強化と孤独・孤立の予防

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	高齢者ふれあい課	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員を中心に、認知症の介護者の集い、認知症カフェの開催、認知症協力応援隊員の養成・活動支援などを行う。	○	介護者同士の悩みの共有や仲間づくり、当事者の居場所づくりなど本人・家族の支援及び医療・介護、地域の関係者等の認知症の支援者の関係づくり及び連携を図ることで、支えあいの推進につながる。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	認知症サポーター等養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域及び職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。	○	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。地域及び様々な職域の人に講座を受講してもらうことで、正しい知識を持って早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。

健康福祉部	高齢者ふれあい課	一般介護予防事業（再掲）	住み慣れた地域で自立して生活するために、年齢及び心身の状況等によって高齢者をわけ隔てることなく、誰でも参加することのできる介護予防活動の地域展開と介護予防に資する知識・情報の提供を行う。	○	1回/週または2回/月公民館等に出かけることで、孤独・孤立の予防、地域住民との交流の機会が増え、相談しあえる関係づくり、安否確認の場につながる。また、様々な機会を通して閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握したり、広報等により高齢者のうつ、閉じこもり等について周知啓発することで、リスクの高い高齢者等を相談先につなげやすくできる可能性がある。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	高齢者見守り事業（緊急通報体制事業）	一人暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、日常生活の相談及び急病や災害等の緊急時の連絡に迅速かつ適切な対応を図る。	○	一人暮らしの高齢者は、社会との交流機会の減少により孤独感を深める者もいる。緊急通報体制事業での毎月1回の定期連絡を活用し、一人暮らしの高齢者との対話を深め、いつでも、何でも相談できる関係づくりを構築する。

重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

（1）相談支援、人材育成の推進

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	生活保護施行に関する事務	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	○	生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。
健康福祉部	福祉課	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	○	扶助受給等の機会を通じて本人及び家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。
健康福祉部	福祉課	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）（再掲）	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにし、必要な情報提供及び専門的な助言・指導等を行う。	○	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題、必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。

（2）居場所づくり及び生活支援の充実

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）	一定の住宅を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所、衣食の提供等を行う。	○	住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねない。宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要と言える。
建設部	都市整備課	公営住宅管理事業	公営住宅の管理（入居者募集・決定、使用料徴収、修繕等）	○	公営住宅の入居者及び入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難及び問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための有効な窓口となり得る。

（３）自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
健康福祉部	福祉課	生活困窮者自立支援事業 （自立相談支援事業）（再掲）	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにし、必要な情報提供及び専門的な助言・指導等を行う。	○	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題、必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。
健康福祉部	福祉課	生活困窮者自立支援事業 （住居確保給付金）	住居確保給付金	○	住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れ及び不安は自殺リスクを高めることになりかねない。住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。
健康福祉部	福祉課	生活困窮者自立支援事業 （子どもの学習支援事業等）	生活困窮世帯の子ども等を対象に、学習・生活支援を行う。	○	子どもに対する学習支援を通じて、本人及び家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。
健康福祉部	福祉課	生活困窮者自立支援事業 （就労準備支援事業）	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	○	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る。

重点施策３ 勤務・経営問題に関わる自殺への対策の推進

（１）雇用対策及び勤務問題による自殺対策の推進

①雇用対策の推進

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
経済振興部	産業政策課	利子補給補助金の交付 1 上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金 2 上天草市中小企業、商工業設備投資資金利子補給補助金	1 事業用船舶の新造船及び中古船舶を購入するために借り入れた資金を対象とし、借入金利のうち年２パーセント以内を利子補給補助金として交付する。 2 積極的に事業展開を推進する事業者が行う設備投資及び設備貸与を対象とし、借入金利のうち年２パーセント以内を利子補給補助金として交付する。	△	1 海運事業者の経営の近代化と経営基盤の強化をサポートすることにより本市の海運業の活性化に繋がり、経営を安定化させることは事業者の自殺対策になり得る。 2 市内中小企業者の経営の近代化と経営基盤の強化をサポートすることにより本市の中小企業者の活性化に繋がり、経営を安定化させることは事業者の自殺対策になり得る。
健康福祉部	高齢者ふれあい課	シルバー人材センター支援事業	高齢者の意欲や能力に応じた就労機会を提供する事業を行っているシルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就業に関する支援につなげるため、運営費等の補助を行う。	○	会員の中には、生活保護世帯に近い生活をされている方もいる。運営費等の補助を行うことで、経済的理由及び生きがいがづくりを目的に就業する会員が持続的に就業できる。
教育部	学務課	多忙化解消事業	学校及び教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	△	教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。

②長時間労働の相談対応

③ハラスメント防止対策

④職場におけるメンタルヘルス対策の推進

○＝生きる支援に関連する事業、△＝生きる支援に関連しうる事業

担当部署	担当課	事業名	事業概要		自殺対策の視点を加えた事業案
総務部	総務課	健康管理事業（職員向け） （再掲）	職員を対象に、定期健康診断やストレスチェック、健康相談等を行う。	△	住民からの相談等に対応する職員の健康の維持・増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
教育部	学務課	学校職員ストレスチェック事業（再掲）	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	○	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図ることができる。